

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

人事委員会規則

○人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………1

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月二十二日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一議事事務局の項中「参事」を削り、同表知事の事務局(本庁)の項中「課長」を「課長 情報公開センター長」に改め、「社会保障対策監」及び「企業専門監」を削り、同表出納局の項中「財産管理監 技術管理監」を「政策監 技術管理監 総合調整主幹」に、「総務・企画班」を「総務班」に改め、同表労働委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 参事」に改め、同表の備考中、「総務・審査班」及び「総務・企画班」を「及び「総務・審査班」に改める。

別表第二知事の事務局(地方機関) 地域振興局の項中「総務第一班」を「総務班、総務第一班」に、「総務第三班、大館福祉総務班及び秋田福祉総務班の班長 北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長 北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所の総務班の班長」を「及び大館福祉総務班の班長 北秋田地域振興局総務企画部大館事務所長」に改め、同表知事の事務局(地方機関) 公文書館の項を削り、同表知事の事務局(地

方機関) 東京事務所の項の次に次のように加える。

公文書館

館長 総務班の班長

別表第二知事の事務局(地方機関) 農林水産技術センターの項中「次長」を「次長 総務管理室長」に改め、同表知事の事務局(地方機関) 産業技術総合研究センターの項中「部長待遇」を削り、同表知事の事務局(地方機関) 児童会館の項中「育成・管理班」を「管理班」に改め、同表知事の事務局(地方機関) リハビリテーション・精神医療センターの項中「医療部次長」及び「病院改革推進監」を削り、同表知事の事務局(地方機関) 生活センターの項中「班長」を「総務・消費生活班の班長」に改め、同表知事の事務局(地方機関) 食肉衛生検査所の項中「管理・業務班」を「管理・指導班」に改め、同表知事の事務局(地方機関) 家畜保健衛生所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表の備考中「において」の下に「総務班」、「を加え、「総務第三班」、「、「秋田福祉総務班」、「総務班」、「管理・情報班」及び「育成・管理班」を削り、「管理・業務班」を「総務・消費生活班」、「管理・指導班」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄